

父の事故による損害を補償しろと訴えた巨大鉄道会社と闘った

認知症の人が鉄道事故で亡くなった。遺族に対し損害賠償請求の裁判を起した会社と争い、最高裁で逆転勝訴を勝ち取った子息の高井氏に寄稿いただいた。

1 企業

特集 ● 認知症 社会は変わったか

PART 1

高井隆一

大学卒業後、中央信託銀行（現三井住友信託銀行）に入社。取締役審査部長、執行役員不動産業務部長などを歴任。現在は郷里で亡父の跡を継ぎ不動産事務所を経営。認知症への理解を啓発する活動にも積極的に携わる。



損害賠償を請求する封書が送りつけられた

「本件により弊社に別紙の通り損害が発生しておりますが、これまでに関係者の方より何ら連絡をいただかず今日に至っております。今後の進め方などについて、ご遺族様と一度お話しさせていただきたいと存じますので、下記連絡先に電話をいただけないでしょうか。」

認知症だった父を突然の鉄道事故で亡くしたショックがようやく癒えてきた。事故から半年が経った2008年5月、私は右記の配達記録付き封書をJR東海から受け取りました。

「14日以内に金額を払え」

損害額は720万円、突然の請求に驚くと同時に、「関係者の方より何ら連絡をいたたけず」との表現に、こういう場合はこちらから連絡しなければいけない

事情を一切考慮しない

JR東海の回収方針

後日、JR東海はこのように説明しました。

●故意による立入か転落かなど線路敷地内への侵入の態様を問わず、その第三者の有する属性等に関係なく、全て損害の賠償請求を行っている（担当者陳述書）

●運航の阻害の事実と責任の所在を判断して処理すべきもので、恣意性があるとはいけな

いと考える。一律で実費を請求している（中日新聞14年4月25日付）

すなわち、JR東海は、理由を問わず、個々の事情を問わず、JR東海側の過失や問題点など一切加味することもなく、全て請求をしているのです。例えばホームの傾斜で車椅子が線路に

裁判の主な経過

2000年ごろ	筆者の父が認知症に。母が在宅介護
07年12月	デイサービスから帰宅した父、鉄道事故で亡くなる。父は当時91歳、重介護4だった
08年5月	JR東海の法務担当から配達記録付き封書が届く
6月	筆者の弁護士からJR東海に返書を送付
12月	JR東海総務課長から配達証明付き内容証明郵便が届く。訴訟提起を通告される
10年2月	JR東海が名古屋地裁に訴訟を提起
13年8月	一審判決。筆者と母の監督義務を認め、JR東海の請求通り720万円の支払いが言い渡される。筆者側は名古屋高裁に控訴状を提出
14年4月	二審判決。事故当時別居していた筆者の監督義務は認定されず、360万円の支払いを母にのみ命じた
5月	JR東海が判決を不服として上告。筆者側も上告の書類を提出（7月にも）
16年3月	最高裁判決。筆者も母も「監督義務者またはそれに準じる者に該当しない」と認定し、よって損害賠償義務も生じず、JR東海の全面敗訴が確定

いものなのか、と違和感も覚えました。要請に応じてすぐにかかりつけ医の「認知症だったので判断能力はなかった」という診断書を送りました。

しかしJR東海からはなかなか返答がありませんでした。ようやく半年後の12月、なんと配達証明付内容証明郵便が到着、「診断書の日付が死亡日の6ヵ月後となっており、専門医ではなく内科医の作成によるもので証明力には疑義がある、よって金額を支払え、14日以内に支払

わなければ法的手続きを取る」との内容でした。

この主張に沿えば診断書は生前からとっておかねばならぬことになり、かかりつけ医ではだめだということになります。そんなことはあり得ません。巨大企業が認知症や自身の施設管理責任など問答無用として、一方的に自身の権利だけを主張し、一度の話し合いもしないで訴訟を通告してきたのです。

母への請求額360万円に対し400万円の供託金を積んで

母名義の自宅に仮差し押さえもしてきました。供託金は通常、請求額の2、3割といわれていますから、ありえない異例な対応です。言うことを聞かないなら思い知らせてやるぞ、とでもいうような傲慢な対応でした。

認知症の人と日々接触し、認知症に最も理解を示すべき代表的業種の1つである公共交通機関でありながら、認知症への理解や思いやりのかけらもありませんでした。

従業員数が約2万人の巨大企業です。日々利用している乗客に加え、認知症のご家族の介護を頑張っているらっしゃる社員も相当数いるはずであるにもかかわらず、です。

結局、私たち父の法定相続人5名は、一度の面談も話し合いもないまま訴訟を提起され、裁判の被告になりました（なお私は最高裁判決後も、本日まで一度たりともJR東海の方と面談も話し合いもしていません）。

転落したような場合でも、損害が出れば全て請求されるのです。恐ろしい話です。

無施錠の扉から線路に

父は切符も持たず、入れないはずの最寄り駅改札口から入場し、降車した隣駅ホームでは改札に向かうほかの乗客の流れと反対方向に向かって、無施錠の扉を開けて階段から線路に降りました(高裁判決がこのように推認しました)。この扉に施錠さえしてあれば、と思いました。

私たちは、父が認知症だったことに加えて「JR東海側の施設管理の問題も勘案されるべきだ」と思い、翻弄されながらも訴訟を受けて立つこととなりました。これまで、ほとんどのご家族は巨大企業の高圧的な請求姿勢には逆らえず、「JR東海によれば「全て請求を行い、ほとんどのケースで相続人は賠償に応じています」という結果になっていったようです。

いかのようでした。
私は長く信託銀行の本部で働きましたが、訴訟の提起には社内決裁規則で最高ランクの、社長決裁が必要でした。その後も法務部や他の関連部などのチェックが入ります。しかし「JR東海の訴訟対応からすると、他の関連セクションのチェックを受けていたようには感じられません。あまりに非常識でこれが公共交通機関の言うことだろうか、と再三疑問を感じるほどでしたから。勝つための裁判上の主張としてもあんなりでした。傘下に病院を有し、社内には「法務部」「健康管理センター」もありますから、「認知症のケースでこんな主張をしてみたいがどうか」といった社内協議は容易だったと思うのですが。

社の主張に社員も絶句

もちろん、認知症の人に理解のある、心ある社員の方も多くいらっしゃったでしょう。認知

品位も節度もない主張の連続

裁判の中でも「JR東海は強気の姿勢を変えず、これが我が国を代表する公共交通機関の言うことか、と耳を疑うような主張が続きました(以下はその例)。

●衣服に連絡先等を縫いつけることが何故監督義務を果たしたことになるのか、理解に苦しむ。これはもはや監督範囲の及ばない状態になった際の第三者の好意を期待した行為でしかなく、ただの甘えというほかない。

●被告長男が認知症サポート養成講座を受講したのは本件事事故後のことである、ともはや意味不明の主張を展開している。わざわざ父が亡くなった本件事事故後に受講するということは理解に苦しむ。このような時期に受講することに

何の意味があるのか全くもって不明である

我が国では、一旦裁判に提出された書面などは、国民の共通の財産として誰でも閲覧できることになっています。私たちの裁判の記録も今は名古屋地方裁判所に保管されていますから、誰でも上記の目を疑うような「JR東海の準備書面原本を確認できます。当然、JR東海もそのことは知っていたはずですが、「さすがにこの表現はまずい」となどと検討がなされなかったのでしょうか。裁判にはいつも3、4人の職員が傍聴に来ていましたから、代理人弁護士任せというところでもなかったと思います。

以下は私の個人的な印象ですが、「JR東海には一律の回収方針が明確に存在していて、担当部署が機械的に処理しており、私たちもその方針通りに提訴されただけだと思います。私は一セクションの片づけ仕事で提訴

症の人に優しく接していた職員も少なくなかったでしょう。

しかし私たちの裁判を担当していた部門は違いました。自身の債権回収あるのみ、「公共性の観点から全社的な視野で認知症の人とかかわりあいを考えよう」というような姿勢は全くなかったと思います。「部あつて社なし」です。その結果、「JR東海に対する「認知症に理解のない冷酷な企業だ、とんでもない会社で許せない」というレビューテーションリスク(風評リスク)が明らかに顕在化しました。「認知症の人と家族の会」の京都講演の際、「自社の対応や主張を知って絶句した」とおっしゃった社員の方のことを私は忘れられません。

損害救済を優先した

一・二審判決

私たちは裁判で、国の施策に沿って在宅介護をしていた、と

されたと感じました。

提訴した後は、裁判ですから勝たなければなりません。原告としてついつい強く激しい主張になり、品位も節度もないような文書が書面に残されることになったのではないのでしょうか。さらに個人的な代理人弁護士のカラーもそれを上塗りしたように見えました。私たちの主張のすべてに反論し、一字一句を捕らえて批判しないと気が済まな



筆者の父の思い出の品々。名札を縫い付けたシャツ。よく見ていたプロレスと親友会のビデオ。愛用の眼鏡。ディスプレイで作った作品。「父は体を揺らしながらプロレスのビデオを見ていました。一生懸命に介護していたことを思い出します」と筆者

主張しました。以下、介護保険法から抜粋します。

●国民は要介護状態になっても進んで能力の維持・向上につとめるものとする(第4条、国民の努力および義務)
●介護保険給付内容・水準は、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない(2条)

さらに、施錠することは監禁、身体拘束につながる行為として虐待防止法に違反する。だから施錠せずに父を自由にさせていただけだ、と主張しました。

しかしながら「一・二審の判決では、「父は認知症が進み責任能力はない、同居していた母や介護方針を決定していた長男の私に監督責任がある」とされま

待防止法を遵守し、国の方針に沿って一生懸命在宅介護をしていたとしても、ひとたび他人に損害を与えれば民法が優先し、ほとんどのケースで家族が責任を負う。より深く介護に関与した者ほど追及される」ということだったのです。

法曹界も支持していた

当時の法曹界の論評は、大半が「審判については「当然の判決だ」、賠償額を半分にした高裁判決は「知恵を絞ったなかなか良い判決だ」というものでした。

明治時代の大家族制度の下、家族の一員がしてかした不始末は家父長が全て責任をとる、という精神を現代に引き継いで立法化され、まず損害の救済が優先、誰がどのように損害額を負担すべきか、という点に重きが置かれて来たというのです。従って、損害を受けた側が賠償請求すればまず取れる、裁判を起せばまず勝てる、とされ、子

どもが第三者に損害を与えたような場合も、ほとんどのケースで親に対する損害賠償請求が認められていました。

過去の判例もこの方針で積み重なっていました。立法精神と判例とで、法曹界ではこう解釈することが当然の常識となっていたようです。

あつてはならない判決

一・二審の裁判長もそのような解釈でがんにがらめになつていたのかも知れません。私たちに責任がないという判決にする、発生している損害を賠償し負担する人がいなくなつてしまふ、そんなことは不法行為の理論からしてあり得ない、あいつは分かつていないと批判されかねない、と。ゆえに、介護に深く関与した人を探して賠償させることになり、その結果、介護に携われば携わるほど監督責任が重くなる、という判決につながつていたと思うのです。

ることがあるかもしれないが、介護の大変さを理解してもらえれば、請求を免れる余地は十分にある」と解釈しています。そのためには介護の記録が重要だと思えます。

認知症鉄道事故裁判 閉じ込めなければ、罪ですか？

筆者が父の在宅介護から事故、最高裁判決までを綴った。認知症が次第に進行していく父との穏やかな日々や、裁判での闘い、さまざまな支援の広がりなどが詳細に著述され、裁判を支援した筆者の寄稿も収録されている。(父にとっては長年住み慣れた自宅で(略)暮らししていくのが最も安心して暮らしている方法であり、人間らしく最善の生活を送る方法でした。(略)私たちは、今でも、私たちのやった介護を全く後悔していません。(第三章より))

認知症 鉄道事故裁判

高井隆一 著
ブックマン社 1600円+税

認知症の人の介護は大変です。父のように外出願望が強い場合はなおさらでしょう。判決に対して、認知症のことも何も分かつていない、こんなことでは在宅介護なんかやつてられない、という強い批判が出るのも市民感情からすれば当然です。

在宅介護で頑張っている認知症の人とご家族にとつては、絶対にあつてはならない一審・二審の判決でした。

他の鉄道会社はどう対応したか

JR東海も顧問弁護士から「まず取れまずよ」という意見を得ていたはずですが、やれば取れる請求をしないのは、会社組織とすれば株主や監査法人の目もありますからそう簡単ではなかったかも知れません。

JR東海以外の鉄道会社は一体どのような対応を採つていたのでしょうか。その疑問の一部

いずれにしても、今後は「家族は原則として責任を負わない」のです。それまでは無限に課されてきた家族の責任が原則として無くなったのです。私の代理人・浅岡輝彦弁護士は、「法曹界の当然の常識が一般社会の常識と異なつていた典型例」といいます。

鉄道会社にお願ひしたいこと

遺族は家族を失つたショックが癒えないまま損害賠償を請求され、二重のショックを受けています。JR東海は確定判決後、「最高裁判決なので真摯に受け止めます」としながらも「会社財産を守る観点から今後とも請求していくのが基本」として請求する姿勢を崩していません。

しかし今回の判決で、鉄道会社は「請求すればまず取れる」ということではなくなりました。少なくともJR東海のような大

に毎日新聞が答えてくれました。鉄道各社が国土交通省に届け出た鉄道事故について調査、それまでの8年間に認知症の人115人が鉄道事故死していると報じたのです(14年1月12日付)。

未請求のケースもあつた

それによれば、遺族・関係者への取材によりJR東海、東武鉄道、近畿日本鉄道、名古屋鉄道の4社・5件で損害賠償請求がなされている一方、請求されていないケースも5件あることも確認できました。請求していない5社は、JR北海道、JR東日本、JR西日本、JR九州、南海電鉄でした。この5社は、回収できるかどうかという法律的解釈だけではなく、鉄道会社としての「公共性」をも加味して、請求をしなかつたのではないかと思います。

遺族によるとJR東日本は「認知症と確認できたので請求しない」と伝えてきたそうです。

企業には「泣き寝入り」してもらつてよいという先例になつたと思ふのです。

損害を補填する保険

また、列車を高速で走らせることを最優先するために、全国で開かずの踏切が多く存在する地域は線路に分断され、立体交差には莫大な費用を要しているなど、鉄道会社は地域に大きな負担を強いている側面もあると思います。そんな中、最高裁判決を契機に、父のような事故のケースで被る鉄道会社の損害を補てんする、鉄道会社向けの保険が新発売されました。

父のような事故は皆がいくら努力しても完全に無くすことは困難であることを勘案すれば、鉄道会社は業務運営上必要なコストとして保険に加入して、遺族に請求することなく損害をカバーしていただきたいと思ひます。社内で検討いただいて、方針の転換を是非とも願ひした

私は経営判断として十分あり得ると思ひます。同じ旧国鉄のJR各社の中ではJR東海の厳しい対応が突出していました。私たちは、この報道を証拠として裁判所に提出しました。(拙著172頁178ページ、銭場裕司記者の寄稿文参照)

一審判決を覆した 最高裁判決の意味

16年3月1日、最高裁は「私たち家族には監督責任はない」との逆転判決を言い渡しました。「家族は原則的に責任を負わない」とされたのですから、第一審判決から2年余りで正反対の判決となりました。劇的な変化については全く役に立たなくなつたとさえ言われます。

最高裁が判決で指摘した「6つの特段の事由」が問題とされますが、私は、「その事由に該当したときは例外的に請求され

いと思ひます。

大きな声が 最高裁に届いた

父が認知症を発症したのは18年前、亡くなって10年。認知症の今までとこれから考えると、父の事故はまだまだ序盤戦、認知症の問題は正にこれからが本番だと思ひます。そんなときに「ご家族が安心して自宅で、地域で介護ができる礎となる判決を世に送り出すことができると本当に良かったと思ひます。

皆さんの「一審も二審もどんでもない判決だ、認知症のことを裁判所は何も分かつていない」という大きな声が最高裁に届いた結果の逆転判決でした。私は皆さんへの感謝の気持ちで一杯です。認知症への理解を少しでも深めるため、今後も私なりにできること、お役にたてることがあれば、微力を尽くして参りたいと思ひています。